

介護老人保健施設とよさと  
短期入所療養介護（ショートステイ）利用料金

月額費用として、（１）施設サービス費＋（２）居住費・食費＋（３）その他日常生活費＋（４）加算料金をお支払い頂きます。  
（利用者様の介護度および利用料金負担段階、加算の有無等によって、各々の利用料金が算出されます）

1. 施設サービス費（1日あたり）

介護度	4床室	個室
要介護1	830 円	753 円
要介護2	880 円	801 円
要介護3	944 円	864 円
要介護4	997 円	918 円
要介護5	1,052 円	971 円

2. 居住費・食費（1日あたり）

R6.8改正

利用料金負担段階	居住費		食費	
	4床室	個室	4床室	個室
第4段階	460	1,820	1,600 円	
第3段階①	430	1,370	1,000 円	
第3段階②	430	1,370	1,300 円	
第2段階	430	550	600 円	
第1段階	0	550	300 円	

※利用料金負担段階の詳細については、別紙＜利用料金負担段階について＞をご参照下さい。

2. 介護給付以外の料金（その他日常生活費）

項目	料金	内容
日常生活品費	120 円/日	石鹸、シャンプー、歯ブラシ、おしぼり、消毒液等、日常生活上の便宜に係る費用
教養娯楽費	110 円/日	レクリエーションで使用する材料に係る費用
特別室料	個室 1,500 円/日	特別室（個室、2床室）利用の場合
理美容（カット）代	1,500 円/回	出張理髪業者による理美容（定期的に施設内にて実施）を利用の場合
洗濯代	入浴時の衣類一式 330 円/回	私物衣類を洗濯した場合の洗濯代
	上記以外に洗濯を要する場合 200 円/回	
タオル賃借料	140 円/回	入浴時タオル使用料
電気使用料	220 円/日	テレビを持ち込みされた場合にお支払いいただきます。（個室利用は無料）

3. 加算料金（当施設にて算定する主なもの）

項目	料金	内容
送迎加算	184 円/回	自宅まで送迎を行った場合に、片道につき加算されます。
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	51 円/日	在宅復帰・在宅療養支援等指標が40以上であること。地域に貢献する活動を行っていること。介護保険施設サービスⅠの基本型またはユニット型介護保険施設サービスⅠの基本型を算定していること。
認知症ケア加算	76円/日	日常生活に支障を来すような症状等が見られることから介護を必要とする利用者に対して、固定した職員を配置して施設サービスを行った場合に加算。
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6 円/日	以下のいずれかに該当すると加算されます。 ① 介護保険施設サービスを行う介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上配置されている事 ② 介護保険施設サービスを行う介護職員の総数のうち、勤続年数7年以上の介護福祉士が30%以上である事。 ③常勤職員の占める割合が75%以上である事。
夜勤配置加算	24 円/日	基準（入所者20名に対し1名）を上回る人員を配置した場合に加算されます。

項 目	料 金	内 容
個別リハビリテーション加算	240 円/日	医師、看護職員、理学療法士等が共同して利用者ごとに個別リハビリ計画を作成し、それに基づき、医師の指示を受けた理学療法士等が個別リハビリを実施した場合、加算されます。
若年性認知症利用者受入加算	120 円/日	若年性認知症の利用者を受け入れ、介護サービスを提供した場合に加算されます。
療養食加算	8 円/回	基準に適合し、都道府県知事に届け出て食事の提供を行う施設が、療養食を提供した場合に加算されます。
総合医学的管理加算	275 円/日	治療を目的とし、以下の基準に従い、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を行った場合に、10日を限度として加算されます。 ① 診療方針、診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を診療録に記載。 ② 診療方針を定め、治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行う。 ③ かかりつけ医に対し、利用者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて必要な情報提供を行う。
緊急短期入所受入加算	90 円/日	利用者の状態や家族の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所療養介護を受けることが必要と認めた利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合。 ※利用を開始した日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日)を限度。
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (令和6年5月まで)	1か月あたりの 総単位の3.9%	介護職員賃金改善等の実施を都道府県知事に届け出た施設が、利用者介護サービスを行った場合に加算されます。
介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (令和6年6月以降)	1か月あたりの 総単位の7.1%	介護職の定着率及び質の向上等を図る目的で、施設サービス費に各種加算を加えた総単位の7.1%を乗じた額が加算されます。
介護職員ベースアップ等支援加算 (令和6年5月まで)	所定単位数× 0.8%	『コロナ克服・新時代開拓の為の経済対策』に基づく介護職員等に対する賃金引き上げ効果が継続される取り組みを行う事を前提に総単位数に0.8%を乗じた額が加算されます。

※サービス提供体制強化加算、夜勤配置加算、介護職員処遇改善加算については、すべての利用者から徴収させていただきます。